

令和 7 年度 弁理士 試験 論文式筆記試験問題集

〔必須科目：商標〕

《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があつたら、乱丁・落丁がないか確認してください。
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている商標法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】、【問題Ⅱ】のどちらを先に解答しても構いません。
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。
訂正する場合は、該当箇所にも二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は1時間30分です。
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
ペットボトル等は、机上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

令和 7 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題 I】

商標権の消滅原因に関し、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- 1 登録しなければ商標権の消滅の効力が生じない商標権の消滅原因について、説明せよ。
- 2 上記 1 以外の商標権の消滅原因について、説明せよ。

【 4 0 点】

【問題Ⅱ】

マドリッド協定議定書の締約国である**X**国の法人である**甲**は、世界的に有名な化粧品メーカーであり、**X**国における指定商品「化粧品、香料」に係る商標**イ**についての商標登録を基礎とし、同議定書第3条(4)に基づく国際登録を2020年12月23日に受け、その際、日本国や**Y**国を指定する領域指定をしていた。当該領域指定に基づき、日本国では2022年1月22日に設定登録がされた。現在を基準として以下の各設問に答えよ。

ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとし、各設問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- 1 **甲**は、商標**イ**が付された化粧品を**X**国で製造し、日本国に輸入して販売していた。日本国の輸入業者である**乙**は、当該化粧品の日本国での価格が高価であることから、安価で輸入して販売できないかと考え調査したところ、**丙**が、**Y**国で、**甲**から化粧品についての商標**イ**の使用許諾を受けて化粧品を製造し、安価で販売していることを知るに至った。そこで、**乙**は、**丙**から商標**イ**を付した化粧品を購入することとし、当該化粧品の**Y**国から日本国への輸入を開始した。

乙の輸入行為が**甲**の商標権の侵害を構成するか、以下の(1)及び(2)のそれぞれの場合について、その理由とともに述べよ。

- (1) **丙**が**甲**との商標**イ**に係る使用許諾契約に従って**Y**国で当該化粧品の製造及び販売をしていた場合
- (2) **丙**が、**甲**の同意を得ずに、**甲**との商標**イ**に係る使用許諾契約の製造国制限条項及び下請制限条項に違反して、人件費の安い**Z**国で下請業者に製造させた当該化粧品の**Y**国で販売していた場合

- 2 商標**イ**は**甲**の化粧品を表示するものとして世界的に有名となっていたが、**乙**が調べたところ、**甲**の商標**イ**に係る国際登録の基礎となる**X**国における商標登録が指定商品「香料」について取り消され、そのため、国際登録が指定商品「香料」について2024年10月1日に取り消されていたことが判明した。そこで、**乙**は、**甲**をして、日本国内における代理店契約の締結を強制させようと考え、2024年11月1日に商品「香料」を指定して商標**イ**と同一の商標について商標登録出願をした。

一方、**甲**は、2024年12月2日に当該商標**イ**について「香料」を指定商品として、国際登録の取消し後の商標登録出願をし、2025年6月2日に商標登録を受けた。

乙の商標登録出願に係る商標が商標登録を受けることができるかについて、考えられる拒絶理由を挙げた上で述べよ。

なお、商標**イ**は**甲**の化粧品を表示するものとして現在まで世界的に有名である。また、「化粧品」と「香料」は互いに類似しない商品とする。

【60点】